



身体拘束等の適正化の指針

制定 令和4年4月1日
株式会社プロウェーブ

音声読上げ



身体拘束等の適正化の指針

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実践に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・止むを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の 3 つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- 1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

* 身体拘束を行う場合には、以上の 3 つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘

束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常のケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- 1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- 2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- 3) 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- 4) 利用者の安全性を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束検討委員会において検討します。
- 5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常にふり返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて虐待防止委員会、身体拘束検討委員会を設置します。

1) 設置目的

- a. 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- b. 身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- c. 身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- d. 身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導

2) 身体拘束廃止委員会の構成員

- a. 管理者
- b. その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者
* この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

3) 身体拘束検討委員会の開催

- a. 1年に1回開催します
- b. その他、必要時には随時開催します

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束検討委員会を中心として、関係者が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

(また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。)

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告する。

<障害者虐待防止法に規定する身体拘束の対象となる具体的な行為>

- 1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- 2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- 3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- 4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

- 6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

5. 身体拘束廃止等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- 1) 定期的な教育・研修（年1回）の実施
- 2) 新任者に対する身体拘束廃止のための教育・研修の実施
- 3) その他、必要な教育・研修の実施

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針は公表し、利用者・家族・従事者等がいつでも自由に閲覧することができます。